

## 指標 6.5.1

### 指標名、ターゲット及びゴール

**指標 6.5.1** 統合水資源管理（IWRM）の度合い

**ターゲット 6.5** 2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。

**ゴール 6** 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

### 定義及び根拠

#### ○ 定義

統合水資源管理（IWRM）の実行度指標は、0（未実施）から100（完全実施）までのパーセント（%）で測定され、IWRMの開発から実施までのさまざまな段階で測定されるものである。

IWRMの定義は、国際的に合意された定義に基づいており、普遍的に適用できる。IWRMは1992年に正式に提唱され、「重要な生態系の持続可能性を危うくすることなく、経済的及び社会的福祉を平等に最大限にするための、水、土地及び関連資源の協調的開発及び管理を促進するプロセス」と定義されている（世界水パートナーシップ（GWP）2010）。

#### ○ 概念

IWRMの概念は、以下の4つの主要要素で評価される。

- 1.環境：これには、IWRMを実行する環境を作り出すための方針、法律、計画及び戦略が含まれる。
- 2.機関：IWRMの実施支援に役立つ、政治的、社会的、経済的及び行政的機関の範囲及び役割が含まれる。
- 3.管理手段：管理者及び利用者が、選択可能な行動について、合理的かつ情報に基づく選択ができるようになるツール及び活動。
- 4.資金調達：さまざまな資金源からの、水資源開発及び管理のために利用可能かつ使用される予算及び資金調達。

#### ○ 根拠及び解釈

この指標は、ターゲット6.5の冒頭「…あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する…」について、進捗状況を直接測定するものである。「0」はIWRMがまだ実施されていないと解釈され、「100」はIWRMが完全に実施されていると解釈される。

解釈及び比較をさらに補足するために、調査結果と同様の方法で、指標

の結果を分類することができる。

- ・非常に低い (0~9.9)
- ・低 (10~29.9)
- ・中低 (30~49.9)
- ・中高 (50~69.9)
- ・高 (70~89.9)
- ・非常に高い (90~100)

この調査のコンセプトは、目標に向けた進捗状況を判断する上で、そしてこれを通じて IWRM のさまざまな側面を判断する上で、国にとって本当に価値のある十分な情報を提供することである。IWRM の基本原則を網羅するのに十分な情報を提供すること、これにより強固な指標値を提供すること、及び不必要な報告要件によって各国に負担をかけ過ぎないこととのバランスが模索されてきた。

## データソース及び収集方法

関連する法律及び各府省の取組をもとにアンケートに回答する。

## 算出方法及びその他の方法論的考察

### ○ 算出方法

- 1 本調査には、上記の4つの主要な構成要素に分けられた33の質問により実施する。
- 2 各質問には、次の6つの主な分類により、0から100までの間で、10単位のスコアが付される。
  - ・非常に低い (0)
  - ・低 (20)
  - ・中低 (40)
  - ・中高 (60)
  - ・高 (80)
  - ・非常に高い (100)客観的で比較可能な結果を確保するために、各質問のしきい値ごとに指針が提供されていることに留意する。
- 3 4つの各構成要素内の質問に対する点数について、平均計算（加重なし）を行い、各構成要素に対し、0から100までのスコアが付される。
- 4 各構成要素のスコアを（加重しないで）平均することにより、0から100の間のパーセンテージで表した指標スコアが得られる。

○ コメントと限界

1 質問の回答：

- a. すべての質問に回答すること（N/A（回答なし）も含む）。
- b. スコアは、0から100までの範囲で、10点単位となる。
- c. N/A（該当なし）が適切に使用されているかどうかチェックする。

2 根拠/エビデンスフィールド：

- a. フリーテキストがスコアの文脈で意味を成していることを確認する（逆も同様）。
- b. N/Aが適切に使用されている場合、又は100のスコアが与えられている場合は、調査票の指示に従って、根拠が示されていることをチェックする。

3 越境問題：

島国の場合は、これらすべての質問に「N/A（該当なし）」と入力するものとする。

**参考**

質問票及び質問票記載要領は、下記のURLから入手できる。

<http://iwrmdataportal.unepdhi.org/iwrmmonitoring.html>

**データ提供府省**

国土交通省

**関連政策府省**

内閣官房、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省

**担当国際機関**

国連環境計画（UNEP）